短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者であつて、法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限る。）	学科試験のうち指導方法	
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科	
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部	
（略）		

（専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等）

第四十八条の二　（略）

2　法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、専門課程の高度職業訓練については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。次項第二号において同じ。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二～八　（略）

九　十年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。次項第十二号において同じ。）又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。次項第十二号において同じ。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

3　（略）

短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法	
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科	
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部	
（略）		

（専門課程及び応用課程の職業訓練指導員の資格等）

第四十八条の二　（略）

2　法第三十条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、専門課程の高度職業訓練については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。次項第二号において同じ。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二～八　（略）

九　十年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。次項第十二号において同じ。）又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。次項第十二号において同じ。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

3　（略）